

# 小山工業高等専門学校運営会議規程

制 定 昭和56年4月1日  
最終改正 令和3年2月10日

## (趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第12条第2項の規定に基づき、本校運営会議（以下「運営会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の運営組織の設置・廃止に関する事項
- 二 他の運営組織の所管に属さない事項
- 三 校務運営上重要でかつ連絡・調整を要する事項

## (組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 総務主事，教務主事，学生主事，寮務主事，研究主事及び国際主事
- 三 専攻科長
- 四 各学科長及び一般科長
- 五 図書情報センター長
- 六 情報科学教育研究センター長
- 七 地域イノベーションサポートセンター長
- 八 総合学生支援センター長
- 九 ものづくり教育研究センター長
- 十 国際交流センター長
- 十一 教育研究技術支援部長
- 十二 事務部長
- 十三 総務課長及び学生課長
- 十四 その他校長が必要と認める者

## (会議)

第4条 運営会議は、校長が招集し、主宰する。

- 2 運営会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 校長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (事務)

第5条 運営会議に関する事務は、総務課が処理する。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校連絡会規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。